

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、住民基本台帳関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>厚木市が行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、厚木市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、厚木市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、厚木市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム)を都道府県と共同で構築している。</p> <p>厚木市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号カードを用いた住民票の写し等のコンビニ交付</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対して事務の一部を委任している。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	1 既存住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 宛名管理システム 4 中間サーバ 5 中間サーバコネクタ(団体内統合宛名システム) 6 コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1 住民基本台帳ファイル 2 本人確認情報ファイル 3 送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等)

	<ul style="list-style-type: none"> ・第12条(本人等の請求による住民票の写しの交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表(別表における情報提供の根拠)及び番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (別表における情報照会の根拠)</p> <p>:なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: TEL046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市 市民福祉部 市民課 住民異動係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2110
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従って、マイナンバー登録や副本登録の際は本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会時における4情報又は住所を含む3情報による照会を遵守している。また、住民票の記載、消除又は記載の修正事務や個人番号カードの交付事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関する手作業が一部介在するが、いずれの局面においても複数人、複数回のチェックを実施しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人確認情報のデータ入力 ・特定個人情報及び本人情報の記載された書類等の保管及び破棄

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div>
判断の根拠	厚木市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関編)に基づき、漏えいや滅失、既存を防ぐために物理的及び技術的な安全管理措置等を実施している。他自治体における情報インシデントの例を踏まえ、不要文書についても即時廃棄せず、一定期間保管の後に再チェックを行ったうえで破棄する運用を行っている。これらの対策を通じて、特定個人情報の漏えい等への対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担	市民課長 雨宮俊	市民課長 花家 裕昭	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂	厚木市総務部文書法制課情報公関係	厚木市 総務部 行政総務課 情報公関係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更該当し
平成29年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取	厚木市市民健康部市民課市民係	厚木市 市民健康部 市民課 市民係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更該当しない。
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の	平成26年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更該当しない。
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の	平成26年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更該当しない。
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の	平成29年4月1日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更該当しな
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の	平成29年4月1日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更該当しな
平成31年3月28日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	・住民基本台帳法(以下、「住基法」という)に基づき、住民異動届等に関する住民票を作成し、	厚木市が行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、厚木市の住民に	事後	事務の概要を詳細に記載し直したものであり、重要な変更
平成31年3月28日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等	・厚木市は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関	事後	不足していた事務を追加で記載したものであり、重要な変更
平成31年3月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用
平成31年3月28日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル	1 住民票情報ファイル	1 住民基本台帳ファイル	事後	一般的な名称変更に伴う、記載の変更であり、重要な変更
平成31年3月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担	市民課長 花家 裕昭	市民課長	事後	項目名の変更に伴う、記載の変更であり、重要な変更該当
平成31年3月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	項目名の変更に伴う、記載の変更であり、重要な変更該当
平成31年3月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更
令和2年6月15日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂	厚木市 総務部 行政総務課 情報公関係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番	事後	係の名称の変更であり、重要な変更該当しない。
令和2年8月5日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又	②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又	事後	誤記載したものの修正であり、重要な変更該当しない
令和2年8月5日	I 関連情報 3 個人番号の利用	・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	・第12条(本人等の請求による住民票の写しの交付)	事後	誤記載したものの修正であり、重要な変更該当しない
令和2年8月5日	I 関連情報 3 個人番号の利用	・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例)	・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)	事後	誤記載したものの修正であり、重要な変更該当しない
令和2年8月5日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシ	:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情	:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情	事後	誤記載したものの修正であり、重要な変更該当しない
令和3年9月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取	厚木市 市民健康部 市民課 市民係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番	厚木市 市民健康部 市民課 住民異動係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番	事後	係の名称の変更であり、重要な変更該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更該当しない。
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の	平成30年12月31日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更該当しない。
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の	平成30年12月31日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更該当しない。
令和6年5月7日	I 関連情報 5 評価実施機関における担	・部署:市民健康部	・部署:市民福祉部	事後	部署の名称の変更であり、重要な変更該当しない。
令和7年3月4日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表(別表における情報提供の根	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更該当しない。
令和7年3月4日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	新様式に伴い新たに記載	事後	
令和7年3月4日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新様式に伴い新たに記載	事後	